

質問回答書

購入等件名

- ・ 発寒清掃工場で使用する電力の調達
- ・ 発寒破碎工場で使用する電力の調達

No.	質問	回答
1	【燃料費調整の条件について】 契約書（案）第11条2項（2）では「一般送配電事業者による電気料金の調整額」と記載があり、契約書（案）別紙4「単価一覧」の「注3」には「当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用する」とあり、相違がございます。 一般送配電事業者（北海道電力ネットワーク株式会社様）の最終保障供給約款で定める燃料費等調整額と市場価格調整額と、みなし小売電気事業者（北海道電力株式会社様）の標準供給条件（電力契約標準約款）のどちらを正とするのかご教示いただけますでしょうか。	契約書（案）第11条第2項（2）は、「その他の要因」として一般送配電事業者が定める託送条件等と記載しております。燃料費調整の方法としては、単価一覧注3のとおり「当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用」いたします。そのため、みなし小売電気事業者の標準供給条件を適用願います。
2	【燃料費調整の条件について】 ※上記ご回答が一般送配電の場合にご回答ください。 請求書に記載のご利用月に該当する月の燃料費(等)調整単価（一般送配電事業者公表）を適用としますが、ご了承いただけますでしょうか。	（質問の前提に該当しないため回答はありません。）
3	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	燃料費調整の方法としては、単価一覧注3のとおり「当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用」いたします。別項目を設けての割引でも、小売電気事業者が用いる方法を準用した場合と金額が一致する場合は問題ございません。
4	【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEB ページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。	当該Webページでダウンロードする請求書に、請求名称、請求金額、消費税及び地方消費税の額、請求金額の算出基礎、請求年月日及び札幌市競争入札参加資格者登録時の届出と同一内容の債権者住所、法人名称、肩書、代表者氏名、振込先口座情報が記載されている場合は問題ありません。
5	【請求書の発行について】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	問題ございません。
6	【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。 また現在の契約電力が500kW 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。（頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）	現在の契約電力は本仕様書記載の契約電力と同一です。
7	【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。	1日です。
8	【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。	札幌市ホームページ「令和6年度清掃工場等で使用する電力に係る調達の一般競争入札のお知らせ」の「入札結果について」のとおり、現在は発寒清掃工場及び発寒破碎工場ともに北海道電力株式会社と契約しております。

9	【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	問題ございません。
10	【契約保証金について】 保証金の免除に該当するには、どのようなお手続きでご判断いただけるのでしょうか。 また、札幌市契約規則第25条3項に該当する場合、免除のために必要なお手続き、提出書類（契約書の写し等）はございますか。提出書類がある場合は、提出期日についてもご教示ください。	原則手続きはございませんが、状況によっては契約書等を提出していただく場合がございますので、必要場合は落札後に御連絡いたします。
11	【契約単価積算内訳書について】 その他割引・割増がない場合は、〇〇割引・割増の項目は空欄、もしくは野線、ゼロ表記等指定がございましたらご教示ください。	指定はございません。
12	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。また、自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無を教えてください。	左記に該当する施設はありません。また、スマートメーターは全施設設置済みです。
13	各施設の現在の計量日を教えてください。	No.7の回答をご参照ください。
14	現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますが、ご容赦いただけますか。	（質問の前提に該当しないため回答はありません。）
15	計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承いただけますか。（例：使用期間が3/1～3/31の場合、計量日は4/1 0:00）	了承いたします。
16	蓄熱割引等の適用ができませんがご了承いただけますか。	了承いたします。
17	弊社では電気をまったく使用しなかった月の基本料金は、以下の計算式により半額算定しております。入札金額算定にあたり、電気をまったく使用しない月の基本料金は、半額算定としてもよろしいでしょうか。＜計算式＞ 基本料金（未使用月）＝契約電力（kW）×基本料金単価（円）×0.5	問題ございません。
18	入札内訳書作成に当たり、以下の端数処理方法と表示桁数を教えてください。（小数点第●位までを切捨てor切上げor四捨五入など）。①基本料金小計 ②電力量料金小計 ③年間の合計金額	入札内訳書の月ごとの基本料金単価、電力量料金単価については、銭単位まで記載可能となっています。各小計についても銭単位まで表示可能です。 また、月ごとの合計金額は円未満の端数切捨てとなるため、年間の合計金額は同様となります。
19	仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。	問題ございません。
20	仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なる施設がございますか。その場合は、対象施設の現在の契約電力と直近12か月間の最大電力を教えてください。 また、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただけます。 変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただけますがよろしいでしょうか。	No.6の回答をご参照ください。
21	弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	問題ございません。

22	1 施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。（例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等）。ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。	1 施設の支払いが複数からなることはございません。
23	燃料費等調整額の適用について、以下①と②に相違が見受けられましたため、正しい方の情報をご教示下さい。① 契約書（案）第11条2(2)について、『力率の変動、燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整、その他の要因（当該地域における電気事業法（昭和39 年法律第170 号）第2 条第1 項第9 号に規定される一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」という。）が定める託送条件等）による電気料金の調整額』と記載がございますため、燃料費等調整額については、北海道管内の一般送配 電事業者である「北海道電力ネットワーク株式会社」が定める約款を適用する場合の、約款名を教えてください。（例：最終保障供給約 款）② 契約書（案）単価一覧の注3について、『電力量料金は、燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行うこととし、その方法は、当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用する。』と記載がございますため、燃料費等調整額については、北海道管内のみなし小売事業者である「北海道電力株式会社」が定める「電力契約標準約款（高圧）」を適用することとなりますでしょうか。	契約書（案）第11条第2項（2）は、「その他の要因」として一般送配電事業者が定める託送条件等と記載しております。燃料費調整の方法としては、単価一覧注3のとおり「当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用」いたします。そのため、みなし小売電気事業者の約款を適用願います。
24	上記の質問1 2 で①北海道管内の一般送配電事業者である「北海道電力ネットワーク株式会社」が定める約款を適用すると回答いただいた場合、同社が最終保障供給約款において適用している「市場価格調整」（燃料費等調整とは別に設定されているものです。）については、弊社落札となった場合は、その適用ができませんがご了承いただけますでしょうか。	（質問の前提に該当しないため回答はありません。）
25	弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、上記の質問1 2 でご指定いただいた約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係 数や算定式）を用いて計算します。これについては、弊社は応札時点において適用されている約款の算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇、〇〇円）を 固定するお願いではありません。	約款の変更により算定諸元が変更となった場合は変更後を採用してください。算定諸元の変更により契約条件が著しく不適当となった場合は発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができます。
26	供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。	契約書（案）に記載のとおり、契約条件が著しく不適当となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができます。
27	地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	契約書（案）に記載のとおり、需要場所の増減、契約電力の増減、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令の制定又は改廃その他経済事情の変化等により契約条件が著しく不適当となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができます。
28	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	契約書（案）に記載のとおり、契約書に定めのない事項及び契約に関し疑義が生じたときは協議が可能です。
29	入札書の郵送方法に指定はありますか。指定がある場合は、ご指示ください。	指定はございません。
30	内封筒（入札書を入れる封筒）の記載内容に指定はありますか。指定がある場合は、ご指示ください。	送付により提出される場合は特に指定はございませんが、外封と同様に記載していただければと思います。

31	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	問題ございません。
32	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。供給開始後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または1年に満たないで契約電力を減少される場合、または契約電力を増加後1年に満たないで、契約を廃止される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものととして後日料金を精算することは可能ですか。	契約書（案）に記載のとおり、契約書に定めのない事項が生じた場合には発注者と受注者が協議することになります。
33	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。また、契約期間後に実施予定の工事であっても、契約期間中に小売電気事業者との手続きが必要と思われるものがありましたら、併せて教えてください。	現在、契約に影響する工事は予定されておりません。
34	契約書（案）第9条について、「受注者は、発注者の最大需要電力（需要電力の最大値であって、託送用計器により計量される値をいう。）及び使用電力量を、計量器に記録された値により計量をし、その結果について発注者に速やかに通知のうえ、検査を受けなければならない。」とありますが、弊社では一般送配電事業者より計量通知を受けるため、計量値を受領後、請求金額の算定になるため、検査を受けることができません。使用電力量等のデータ提供を、web上で閲覧並びにダウンロードができる無料サービスがございますので、こちらのサービスをお客様にてご利用いただくことでよろしいでしょうか。	問題ございません。
35	弊社落札の場合、札幌市契約規則第25条により、実績報告することで契約保証金免除となりますでしょうか。また、免除規定や免除のための提出書類を具体的に教えていただけますでしょうか。	入札前の個別の確認は行っておりません。原則提出書類はございませんが、状況によっては契約書等を提出していただく場合がございますので、必要な場合は落札後に御連絡いたします。
36	自家発補給電力の契約はございますか。また、ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力はございません。
37	弊社は、制限中止割引の適用が出来ませんが、ご了承いただけますでしょうか。	問題ございません。
38	開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてください。	開札結果は落札決定後10日以内に、札幌市ホームページにて、全入札者と入札金額を公開します。落札となった案件については契約公報でも周知を行います。
39	弊社は郵送にて入札に参加する予定ですが、再度入札となった場合に辞退をする場合は、再度入札辞退届の提出の必要はございますか。また、再度入札辞退届は、「入札書」の金額欄に「辞退」と記入したものを提出するという形でよろしいでしょうか。	入札辞退届の提出は不要です。
40	国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」等の電気料金関連事業が実施された場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなりますがご了承いただけますでしょうか。	燃料費調整の方法としては、単価一覧注3のとおり「当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用」いたします。別項目を設けての割引でも、小売電気事業者が用いる方法を準用した場合と金額が完全に一致する場合は問題ございません。
41	自家発補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用しているCISには自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約がおこなえません。自家発補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと入札参加できないでしょうか。	No.36の回答をご参照ください。

42	現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。（頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性があります。）	No.6の回答をご参照ください。
43	現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えてください。最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。	No.6の回答をご参照ください。
44	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性があります。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。	契約書（案）に記載のとおり、需要場所の増減、契約電力の増減、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令の制定又は改廃その他経済事情の変化等により契約条件が著しく不適当となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができます。
45	契約書案第7条2項について、最大需要電力が契約電力を超過した場合に、弊社では超過金の支払いではなく契約電力の増加協議もしくは超過是正の対応をいたします。その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。	契約書（案）に記載のとおり、需要場所の増減、契約電力の増減、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令の制定又は改廃その他経済事情の変化等により契約条件が著しく不適当となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができます。
46	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
47	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
48	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性があります。ご了承いただけますでしょうか。	送電開始日は計量日と同日です。
49	計量日が1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	No.7の回答をご参照ください。
50	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	需要場所に会計主体の異なるテナント等はございません。
51	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	1枚の請求書に対し複数から支払われることはありません。
52	自動検針装置はついてますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	No.12の回答をご参照ください。
53	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。	契約書（案）に記載のとおり、契約書に定めのない事項及び契約に関し疑義が生じたときは協議が可能です。
54	入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますか。	指定はございません。
55	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	契約書（案）に記載のとおり、燃料費調整額についてはみなし小売り電気業者が用いる方法を準用するため独自の算定方法の燃料費調整額は算出できません。
56	弊社が契約に至った場合、入札時点の燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	仕様書に記載のとおり、燃料費調整による電気料金の調整は北海道管内の一般送配電事業者が定める供給条件によるため、算定方式についても同様になります。また、契約書（案）に記載のとおり、電気料金の算定の基礎となる燃料費の変動により契約単価を変更する必要がある場合は、協議のうえ、変更することができます。

57	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	契約書（案）に記載のとおり、みなし小売り電気業者が用いる方法を準用するため燃料費調整を行わない料金制度による契約はできません。
58	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	予定価格内で入札した業者があった場合は原則開札日に決定いたします。 なお、開札結果は落札決定後 10 日以内に、札幌市ホームページにて、全入札者と入札金額を公開します。落札となった案件については契約公報でも周知を行います。
59	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第 2 位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	問題ございません。
60	契約書案第 9 条（計量及び検査）について、弊社では検査を受けるための通知は行っておりません。検査は省略とし、ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求 確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。	検査を省略することはできません。その他についてはNo.4、No.9の回答をご参照ください。
61	契約書案別紙 4 単価一覧について、弊社では、まったく電気を使用しない場合、基本料金を半額とするため、別途単価を設定しておりません。仮に弊社が落札した際、こちらの標記について協議に応じていただけますでしょうか。	No.17 の回答をご参照ください。
62	契約保証金の免除を希望する場合、必要な提出書類はありますでしょうか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	No.35の回答をご参照ください。
63	契約書第 11 条 2 項（2）【当該地域における一般送配電事業者が定める託送条件等による】とありますが、仕様書の記載の通り、【北海道管内のみなし小売事業者が定める供給条件（適用期間を含む）による】という認識でよろしいでしょうか。	問題ございません。
64	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能ですでしょうか。	市場連動による単価での応札はできません。
65	弊社では燃料費調整を行っておりませんが、入札をさせていただくことは可能ですでしょうか。	契約書（案）に記載のとおり、みなし小売り電気業者が用いる方法を準用するため燃料費調整を行わない料金制度による契約はできません。